市制施行50周年記念ロゴマーク

今年は市制施行50周年

広報 ひがしくるめ

令和２年（2020年）
11／1 号
No. 1269
毎月１日・15日発行

発行／東久留米市　編集／企画経営室秘書広報課　〒203-8555 東久留米市本町3-3-1　☎042・470・7777（代）　ホームページhttps://www.city.higashikurume.lg.jp/

ポイ捨てやめよう！きれいな街に
～環境美化は身のまわりから～

市では、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」により、市民・事業者の皆さんとともにまちの美化活動に取り組んでいます。

環境美化は身のまわりから、一人一人の心がけが実を結びます。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

路上喫煙の規制

路上で喫煙をする場合は、携帯灰皿の使用をお願いします。

特に人通りの多い東久留米駅周辺は終日路上喫煙禁止区域に指定されています。この区域での喫煙はご遠慮ください。

同禁止区域は下図の通りです。路面上に左図を含む2種類のシールで表示しています。

また、歩きたばこは危険です。絶対にやめましょう。

▲路面表示シール

ボランティア袋をご存じですか？

市では、個人や自治会等の各種団体がボランティア活動として道路や公園などの公共施設を清掃した際にご利用いただける「ボランティア袋」を配布しています。

申請方法などは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
QRコード

▲ボランティア袋について

▲イエローチョークについて

ポイ捨てなどの防止

たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶、ペットボトルの投げ捨てのほか、ペットのふんを放置するなどの行為は禁止されています。

▲ポイ捨てされたペットボトル

イエローチョーク作戦で犬のフン放置をゼロへ

イエローチョーク作戦とは、道に放置されている犬のフンの周りを黄色のチョークで囲うことで、飼い主が自主的に片づけることを促し、フン放置を減らしていこうとする取り組みです。

【チョークの配布】

環境政策課（市役所５階８番窓口）にて、お試し用のチョークをお渡しします。

【使用方法】

①道に放置された犬のフンを、黄色のチョークで囲みます
②発見した日時を書きます
③フンは片付けずに1週間程度様子を見ます
※ご自身の私有地や公道などでの実施をお願いします。他人の私有地での活動はご遠慮ください。

【犬の飼い主の皆さんへ】

散歩中の犬のフンは持ち帰り、適正な処理をお願いします。
※市では条例でペットのフンを放置する行為を禁止しています。

防火意識を高めて、火災を未然に防ごう！

秋の火災予防運動週間

11月9日（月）～15日（日）は、秋の火災予防運動週間です。

この運動は、広く市民の皆さんに防火防災に関する意識と防災行動力を高めていただき、火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合でも被害を最小限にとどめ、大切な命や財産を守ることを目的としています。

住宅火災を防ぎましょう

市内の令和2年火災件数は10月1日現在で14件となっています。そのうち「たばこ」と「電気器具」が火災原因の上位に入っています。「たばこ」で多い事例は「寝たばこ」「火種が残ったままのたばこを、吸い殻でいっぱいの灰皿へ捨てる」などです。吸い殻は、水の入った容器に捨て、消えたかどうか必ず確認しましょう。「電気器具」での多い事例は「電源コードの断線」「金属の接触部が過熱」「トラッキング現象」などです。電気コードは、束ねての使用や折れ曲がったまま使用しない、家具類の下敷きにならないようにしましょう。また、プラグはコンセントにしっかり差し込み、隙間にはほこりがたまらないように定期的に点検、掃除をしましょう。

住宅用火災警報器を点検しましょう

住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、逃げ遅れてしまうことを防ぎ大切な命を守るためにとても有効です。耐用年数は概ね10年となっており、法令で義務設置となってから今年で10年が経過します。この機会に、適切に作動するか点検しましょう。

詳しくは東久留米消防署防災安全係地域防災担当☎471・0119（内線324）へ。

▶同運動の啓発ポスター

《今号の主な内容》

・3年1月11日（祝）に「成人の日のつどい」を開催します　2面
・年末調整等説明会の中止について　4面
・新型コロナウイルス感染症相談窓口　8面